

P2-4 ディーラー側から見た改正医療法について

小熊美行

函館酸素(株)道央支社 札幌営業所

平成18年6月に「良質な医療を提供する体制の確立を図る為の医療法等の一部改正する法律」が公布され、本年4月1日付けで一部を除き施行され、「医療機器に係る安全管理のための体制確保に係る医療安全管理責任者の配置」が有床病院のみならず、無床診療所を含めた全医療機関へ義務付けられた。

しかし、実際に大きく関与することになる筈の臨床工学技士が、こうした発令をリアルタイムに把握していたと言う施設は少なく、ほぼ一ヶ月を経過した頃よりメーカー、ディーラー等を通じて情報を知り得たと言うのが実情のようである。

更に、医療法による義務付けと言うこともあり、臨床工学技士を通じ詳細かつ正確な情報収集をメーカー、ディーラー等に求める施設も多かったようであるが、何れも不確かな情報だけが錯綜し、少なからず混乱を招いていたのも事実である。

また、今回の改正医療法にあってメーカー・ディーラーに対して高気圧酸素治療装置に対する問い合わせをしたと言う施設は皆無に等しい。

こうした実情を踏まえ、今回の改正医療法に対する経緯と内容、医療機関及びメーカー・ディーラーの対応等を総括するとともに、特にメーカー・ディーラー側は医療機器使用に対しての安全性を確保するためにユーザーに対してどのように寄与すべきか、私感を含め報告したい。

P3-1 壊疽性軟部組織感染症に対する高気圧酸素治療

高尾勝浩¹⁾ 川寫真人¹⁾ 田村裕昭²⁾

佐々木誠人¹⁾ 永芳郁文¹⁾ 川寫真之¹⁾

本山達男¹⁾ 山口喬¹⁾ 宮田健司¹⁾

- 1) 医療法人玄真堂 川寫整形外科病院
- 2) 医療法人玄真堂 かわしまクリニック

1981年6月～2006年5月までの期間に、壊疽性変化を伴う軟部組織感染症に対して高気圧酸素治療(HBOT)を施行した47例について臨床的検討を行った。症例の内容は、ガス壊疽38例、壊疽性筋膜炎9例であった。HBOTは第2種装置を用いて、3日間は2.8ATA、その後は2.0ATAで、それぞれ60分間の純酸素吸入を行った。治療結果は、死亡の3例と可の1例を除けば、満足できるものであった。HBOTの作用機序である、浮腫の消退、白血球の貪食作用の増強、創傷治癒の促進等から、早期のHBOTと外科的処置は、本症の救命率を上げ、機能的予後も良好にする。